

年度 市民税・県民税（・森林環境税） 納税通知書

通知書番号

整理番号

年 月 日

浜松市長

お問い合わせ先 浜松市

- 課税内容に関すること TEL — —
- 公的年金からの特別徴収に関すること TEL — —
- 給与からの特別徴収に関すること TEL — —

1 年税額

年税額(①から③の合計)

円

①普通徴収税額

円

②公的年金からの特別徴収税額

円

③給与からの特別徴収税額

円

変更前 年税額

円

税額変更(減額)により、既に納めた税金が納め過ぎとなり還付、充当
又は委託納付される場合は、後日、税務総務課から通知します。

2 通知理由

3 徴収方法ごとの内訳

①普通徴収

(単位:円)

期 別	納 期 限					差引納付額

振替口座

金融機関名

口座名義人

預貯金種別

口座番号

②公的年金からの特別徴収

徴収月ごとに公的年金から引き落とししました。

仮徴収税額		本徴収税額		
徴収月	税 額	徴収月	変更前税額	変更後税額
	円		円	円
	円		円	円
	円		円	円

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類

支払者の名称

(法人番号)

公的年金の種類

③給与からの特別徴収

給与の支払いの際に、支払者が給与から引き去りました。

内訳については、勤務先から受け取る「給与所得等に係る市民税・県民税（・森林環境税）特別徴収税額の決定(変更)通知

課税明細

収入・所得・特別控除・繰越控除

	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
	円		円	合計所得金額	円
	円		円	繰越控除	円
	円		円	総所得金額等	円

所得控除額

	円		円		円
	円		円		
	円		円		
	円		円	基礎控除	円
	円		円	所得控除合計額	円

本人該当区分

	勤労学生	障害 普通	障害 特別	未成年

扶養親族該当区分

同一生計配偶者		特定	老人		その他	16歳未満	障害	
一般	老人		同居親				普通	特別 同居別

課税標準額・税額明細

区分	課税標準額
	円
	円
	円
	円
	円

	市民税	県民税
A 算出所得割額合計	円	円
B 調整控除額	円	円
C 税額控除額等	円	円
D 配当割額・株式等譲渡所得割額	円	円
E 所得割額(百円未満切捨)	円	円
F 均等割額	円	円
G		円
年税額【E+F+G】		円

税額控除額等明細

配当控除	市	円
	県	円
住宅借入金等特別税額控除	市	円
	県	円
寄附金税額控除	市	円
	県	円
外国税額控除	市	円
	県	円
所得割調整額	市	円
	県	円

控除不足額 ※	円
---------	---

【市民税・県民税（・森林環境税） 納税通知書 別紙】

年度 市民税・県民税（・森林環境税） 賦課の根拠等について

1. 賦課の根拠
この税金は、地方税法第24条、第39条、第294条、第318条及び浜松市税条例第23条、第37条（、並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条、第6条、第7条）の規定により、前年中の所得に応じて、（1）の人に対しては均等割額、所得割額及び森林環境税の合算額、（2）の人に対しては均等割額が課税されます。 （1） 年1月1日現在、区内に住所を有する個人 （2） 年1月1日現在、区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人でその区内に住所を有しない人 ※ 市民税・県民税（・森林環境税）は、その年の1月1日現在、居住している人に対して前年中の所得をもとに1年分を課税します。そのため、年の途中（1月2日以降）に浜松市から引越し（転出）をした場合でも、その年度は浜松市に納めていただきます。

2. 各期の納期・納付場所（普通徴収）

3. 納期限までに納付されなかった場合（延滞金）
納期限までに税金を完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。 （1）納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間・・・年7.3% 各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%の割合が上限） （2）納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間・・・年14.6% 各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合

4. 賦課に不服がある場合（教示）
この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告として（浜松市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

※令和6年度分以降は、森林環境税に関する文言を印字